

「ぎふの木で家づくりローン支援制度」実施要領

平成24年1月26日 県流第560号林政部長通知

平成24年2月29日 県流第628号改正

平成26年7月 1日 県流第213号改正

平成28年1月12日 県流第645号改正

令和3年3月24日 県流第854号改正

(総 則)

第1条 「ぎふの木で家づくりローン支援制度」(以下「本制度」という。)の実施について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本制度は、県産材を一定量使用した住宅を新築する場合、県と連携する協力金融機関が取り扱う住宅ローンにおいて金利優遇が受けられることとし、もって県産材住宅の建築促進を図る。

(事業内容)

第3条 本制度の事業内容は次のとおりとする。

1 対象住宅ローン

(1) 長期固定金利住宅ローン 「フラット35」*1「フラット35S」*2「フラット50」*3

*1 フラット35：住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する制度

*2 フラット35S：省エネルギー性などの要件を満たす住宅を取得する場合、当初10年間の借入れ金利について、年1.0%金利の引下げを受けられる制度

*3 フラット50：長期優良住宅の認定を受けた住宅を取得する場合に、償還期間を最大50年間とする制度

(2) 協力金融機関が取り扱う県産材使用が条件となる住宅ローン

2 適用金利

(1) 長期固定金利住宅ローン

協力金融機関が行う住宅ローンの店頭基準金利より、全利用期間マイナス0.2%する。

(2) 協力金融機関が取り扱う県産材使用が条件となる住宅ローン

協力金融機関が定める金利とする。

3 募集棟数

100棟 (先着順) ※協力金融機関が取り扱う住宅ローンのうち先着100棟とする。

(申込条件)

第4条 本制度の申込み条件は、別に定める「ぎふの木の家」登録要領第2条の登録要件全てに該

当する住宅とする。

(協力金融機関)

第5条 協力金融機関は別表に示す金融機関とする。

(制度参加の確認)

第6条 県は、協力金融機関に対して、前年度の1月末までに協力金融機関から参加確認書(様式第1号)の提出を求め制度実施を確認することとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年度事業から適用する。

附 則 (平成24年2月29日 県流第628号改正)

1 この要領は、平成24年事業から適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年7月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年1月12日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

協力金融機関一覧

- ・ 株式会社大垣共立銀行
- ・ 株式会社十六銀行
- ・ 岐阜信用金庫
- ・ 大垣西濃信用金庫
- ・ 東濃信用金庫
- ・ 関信用金庫

様式第1号

年 月 日

岐阜県林政部長 様

金融機関名

代表者名

年度「ぎふの木で家づくりローン支援制度」の実施について

このことについて、別紙のとおり回答します。

(別紙)

年度ぎふの木で家づくり住宅ローン制度の参加確認書

金融機関名			
担当部署		担当者名	
連絡先	(住所) (電話) (FAX)		
ぎふの木で家づくりローン支援制度について			
(県提案制度の概要)			
利用融資:			
引き下げ利率:			
対象地:			
対象棟数:			
県の役割:			
金融機関の役割:			
制度実施 について	実施する ・ 実施しない (どちらか一方に○を記して下さい)		

(制度について御意見がございましたらご記入ください)

--